

# NGO・外務省定期協議会

## 「連携推進委員会」実施要項（案）

外務省国際協力局民間援助連携室  
NGO・外務省定期協議会 NGO 側事務局  
（特活）国際協力 NGO センター／（特活）名古屋 NGO センター

### 1. 趣旨・目的

本委員会は、日本の国際協力の発展を図るために、NGO と外務省の連携に関して双方が相互に提案し、改善及び向上を図ることを目的とする。

### 2. 開催

- 1) 頻度：原則として年3回。他、必要に応じて勉強会や意見交換会を随時開催する。
- 2) 開催地：年3回のうち、東京で2回、東京以外で1回の開催を検討する。
- 3) 議長：外務省と NGO とが協力し、交互に行う。
- 4) 議事録：NGO・外務省双方で合意した議事録を公式なものとする。また、双方合意の議事録は会議終了後1ヶ月以内を目処として公開する。

### 3. 参加者・運営体制

#### 1) NGO 側

国際協力に携わる市民活動団体をメンバーとするネットワーク NGO（協議会、センターなどの関係者）が NGO 側の委員を務め、会議に出席し、会議の運営に関する責務を負う。  
また、委員以外のすべての NGO もオブザーバーとして参加可能とする。  
事務局は（特活）国際協力 NGO センター（主事務局）と、（特活）名古屋 NGO センターとする。

#### 2) 外務省側参加者

国際協力局民間援助支援室（責任者は室長）を窓口とし NGO 担当大使、及び関連する外務省部局の職員とする。

### 4. 議題

- 1) 議題は原則として、現行及び新たな NGO・外務省連携全般とする。
- 2) 議題の募集・設定：事務局より各委員を通じて公募の上、座長・副座長が NGO 側の意見を集約、外務省と協議の上設定する。

（以上）  
連携推進委員作成ドラフト